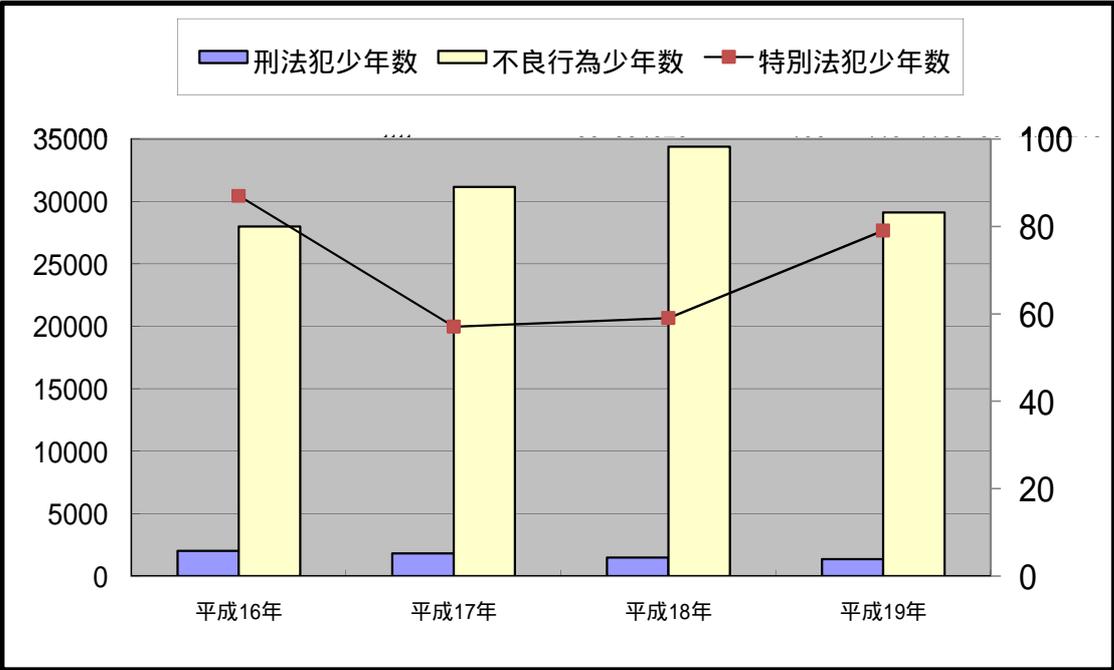


業 務 名	青少年の健全育成
-------	----------

業務に関する統計

項 目	統 計 の 推 移				単 位
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	
刑法犯少年数	2,031	1,814	1,474	1,344	人
特別法犯少年数	87	57	59	79	人
不良行為少年数	27,995	31,142	34,386	29,121	人
少年相談受案件数	1,332	1,425	1,313	1,234	件
児童虐待認知件数	38	50	40	83	件



業務の主なコスト

	事 業 名	平成19年度事業費(千円)	平成20年度事業費(千円)
1	少年警察費	5,683	5,541
2	少年警察活動推進費	13,261	13,258
3			
4			
5			
6			
7			
8			
合 計		18,944	18,799

平成19年の取組み

平成19年中の刑法犯少年は、1,344人（前年比 - 130人、 - 8.8%）と4年連続減少した。また、特別法犯少年は、79人（前年比 + 20人、 + 33.9%）であった。

しかし、全刑法犯検挙人員に占める犯罪少年の割合は、29.5%で、依然として高い比率であり、一方、少年が犯罪の被害者となる事案も後を絶たず、青少年を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にある。

学校等、関係機関との連携の強化に努め、街頭補導活動を強化し、喫煙、深夜はいかい等の不良行為を中心に29,121人（前年比 - 5,265人、 - 15.3%）を補導し、非行に至る前に適切な措置を講じた。

組織的な児童ポルノ販売や児童買春等の青少年の福祉を害する犯罪の取締りを強化し、110人（前年比 + 1人）を検挙するとともに、被害少年96人を保護した。

学校、教育委員会との連携を強化し、「学校警察連絡制度」を運用し、再非行防止等を図った。

児童虐待事案に対しては、83件（前年比 + 43件）を認知するとともに、4件を検挙した。

カウンセラーの養成、携帯電話による相談活動等を行う「少年総合サポート事業」を継続的に推進し、少年相談や保護・支援機能の充実を図った。

課題を踏まえた平成20年の取組み

少年非行は、減少傾向にある。しかし、依然として高い水準であり、また、児童虐待等、少年が被害者となる事案も後を絶たないなど、深刻な状況が続いている。このような状況に対処するため、「強くやさしい」少年警察運営を基本に「非行防止」と「保護」の両面にわたる総合的な対策を推進する。

学校その他、関係機関等との連携の強化に努め、効果的な街頭補導活動を推進し、不良行為少年等を早期に発見し、非行に至らない段階での助言・指導を行うことにより、少年の立ち直りを促すとともに、被害少年については適切な保護措置をとり、少年の非行防止及び犯罪被害等の未然防止を図る。

非行少年がグループ化している現状から、非行集団対策を推進するとともに、厳正かつ迅速な少年事件捜査を推進する。

心身に深刻な影響を及ぼす児童虐待を始め、少年が被害に遭う事案も多く発生していることから、関係機関・団体との連携を強化し、保護・支援体制の充実を図る。

引き続き、県教育委員会が実施中の「生徒指導特別指導員活用事業」に協力するなど関係機関との連携をより一層強化する。

少年警察協助手、少年指導委員等のボランティア、関係団体、家庭及び地域住民との連携を一層強化し、青少年の健全育成を図る。